

## 米子市監査委員告示第10号

### 定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年12月12日

米子市監査委員 陶 山 晃  
米子市監査委員 野 坂 正 史  
米子市監査委員 矢田貝 香 織

1 監査の対象  
健康対策課

2 監査の範囲

主として平成29年4月1日から同年8月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成29年10月24日

4 監査を執行した監査委員

陶山 晃・野坂正史・矢田貝香織

5 監査対象の概要

健康対策課の課及び係の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 保健事業の総合企画調整に関すること。
- (2) 保健衛生指導に関すること。
- (3) 母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく事務に関すること。
- (4) 予防接種に関すること。

- (5) 成人及び母子の健康管理に関すること。
- (6) 助産施設における助産の実施に関すること。
- (7) 母子生活支援施設における保護の実施に関すること。
- (8) 感染症の予防及びそのまん延の防止に関すること。
- (9) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業に関すること。
- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による特定健康診査及び特定保健指導に関すること（市民人権部保険年金課の所掌に属する事項を除く。）。
- (11) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第28条第2項の規定に基づくねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。
- (12) 米子市保健センターに関すること。
- (13) 福祉保健総合センターに関すること。
- (14) 家庭児童相談に関すること。
- (15) 母子生活支援施設に関すること。

また、平成29年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成29年8月末日現在）は別表のとおりであった。

## 6 監査の主眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

## 7 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

## 8 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

### (1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

- イ 旅行に関する事務については、次のとおりであった。
- (ア) 復命書の提出が遅延しているものがあったので、米子市職員服務規程（平成17年米子市訓令第14号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
  - (イ) 旅行依頼をしていないものがあったので、米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- ウ 収入に関する事務については、次のとおりであった。
- (ア) 負担金及び県支出金においては、適正に処理されていた。
  - (イ) 使用料及び諸収入においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
  - (ウ) 国庫支出金においては、交付決定通知について財政課長に協議していないものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- エ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- オ 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- カ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- キ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ク 委託料に関する支出事務については、次のとおりであった。
- (ア) 支出負担行為日を誤っているものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
  - (イ) 完了報告書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- ケ 使用料及び賃借料に関する支出事務については、支出負担行為決議書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- コ 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- サ 負担金及び補助金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

- シ 扶助費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ス 時間外勤務に関する事務については、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあったので、今後、適正に処理すること。なお、当該時間外勤務手当は、清算済みである。

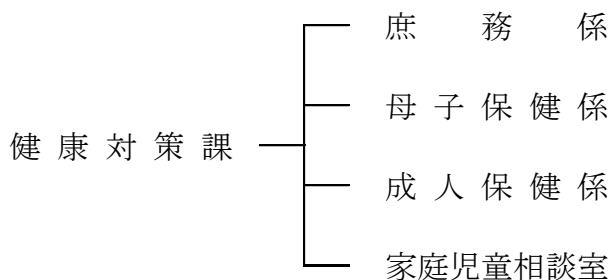
## (2) 公有財産の管理事務

- ア 公有財産台帳の整備に関する事務については、健康対策課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項が符合しないものがあったので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- イ 行政財産の使用許可に関する事務については、行政財産使用料減免申請において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

## (3) 物品の管理事務

- ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、抽出により現品と照合した結果、符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵便切手類出納（受払）簿を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

## 別 図 組織図



別表 平成29年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(平成29年8月末日現在)

歳入

(単位；円．パーセント)

費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B-C 収入未済額	C/A	C/B
民生費負担金	110,000	90,500	35,400	55,100	32.2	39.1
民生使用料	7,000	29,431	29,431	0	420.4	100.0
民生手数料	98,000	21,000	21,000	0	21.4	100.0
民生費国庫負担金	35,848,000	23,482,000	0	23,482,000	0.0	0.0
衛生費国庫負担金	4,825,000	0	0	0	0.0	—
衛生費国庫補助金	240,000	0	0	0	0.0	—
民生費県負担金	17,923,000	11,740,000	0	11,740,000	0.0	0.0
衛生費県負担金	12,116,000	0	0	0	0.0	—
衛生費県補助金	4,404,000	3,145,000	427,000	2,718,000	9.7	13.5
雑入	197,365,000	14,339,379	7,138,609	7,200,770	3.6	49.7
民生債	35,000,000	0	0	0	0.0	—
合計	307,936,000	52,847,310	7,651,440	45,195,870	2.5	14.4

歳出

(単位；円．パーセント)

費目	A 予算現額	B 支出負担行為額	C 支出済額	A-C 予算残額	C/A	C/B
福祉保健 総合センター費	86,936,000	78,306,702	35,153,812	51,782,188	40.4	44.9
児童福祉総務費	7,419,000	2,848,400	2,682,400	4,736,600	36.1	94.2
母子福祉費	112,192,000	50,834,048	28,882,767	83,309,233	25.7	56.8
家庭児童相談室 運営費	9,306,000	3,783,811	3,589,411	5,716,589	38.5	94.9
保健衛生総務費	472,843,000	200,975,312	174,872,897	297,970,103	36.9	87.0
健康増進事業費	409,385,000	57,305,691	52,902,789	356,482,211	12.9	92.3
予防費	505,450,000	144,550,176	141,062,785	364,387,215	27.9	97.6
環境衛生費	303,000	0	0	303,000	0.0	—
合計	1,603,834,000	538,604,140	439,146,861	1,164,687,139	27.3	81.5